

## 同居者の変更について

新たな同居者がいる場合 ⇒「同居承認申請書」の提出が必要です。  
収入申告係(098-951-3242)までご連絡ください。

転出、死亡等で退居者がいる場合 ⇒「同居者異動届」の提出が必要です。  
収入申告係(098-951-3242)までご連絡ください。

## 扶養者の変更について

新たな扶養者がいる場合

⇒収入申告書の扶養者申し出欄にご記入ください。

すでに扶養をはずれた者がいる場合


⇒収入申告書の扶養者申し出欄に記載されている該当者を二重線で訂正してください。

## 控除の種類と控除額について


控除項目			
1	親族控除	申込者以外の同居親族、別居の扶養親族	38万円×( )人
2	老人扶養親族	扶養親族のうち70歳以上の人 (合計所得金額が48万円以下の人)	10万円×( )人
3	特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人 (合計所得金額が48万円以下の人)	25万円×( )人
4	ひとり親	現在婚姻していないまたは配偶者の生死が不明で、次の①～③の要件を満たす人 ①生計を一にする子(所得48万円以下で他者の扶養になっていない)がいること。 ②合計所得金額が500万円以下であること。 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。	35万円×( )人 ※所得金額から特別控除額を控除した残額が35万円未満の場合は当該残額
	寡婦	上記のひとり親に該当せず、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人で、次の①、②のいずれかに該当する人。 ①夫と離婚した後婚姻していない人で、扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下の人。 ②夫と死別した後婚姻していない人または夫の生死が不明な人で、合計所得金額が500万円以下の人。	27万円×( )人 ※所得金額から特別控除額を控除した残額が27万円未満の場合は当該残額
5	障がい者	申込者及び扶養親族のうちで身体障害者手帳3級～6級、又は精神障害者手帳2級・3級、療育手帳B1・B2の交付を受けている人	27万円×( )人
6	特別障がい者	申込者及び扶養親族のうちで身体障害者手帳1級・2級、又は精神障害者手帳1級、療育手帳A1・A2の交付を受けている人	40万円×( )人
7	特別控除	名義人及び同居親族のうちで給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する人	10万円×( )人 ※所得金額が10万円未満の場合は当該所得金額


**那覇市営住宅に入居している方々(世帯)は、  
公営住宅法や那覇市営住宅条例により、毎年  
収入申告を行うことが義務付けられています。**



 入居中の成人者(※R5年10月1日時点で18歳以上の方)は全員が対象となります。学生であっても対象です。

 収入がない世帯でも収入申告書の提出は必要です。

 同封されている収入申告書をご確認いただき、必要事項のご記入と、必要書類を添えて、ご提出(郵送)してください。

 期限内に収入申告書の提出がない場合や、必要書類が不足している場合は、近隣の同種の家賃(民間住宅並みの家賃)が適用されることがありますので、必ず不備がないように、申請手続きを行ってください。

### 収入申告スケジュール

- 提出期間：**令和5年7月3日(月)～7月31日(月)
- 提出方法：**郵送。同封の返信用封筒にて、提出書類をご返送ください。  
**\*切手の貼り忘れにご注意ください。\***
- 提出書類：**①収入申告書  
②必要書類 \*世帯によって変わります。  
本紙内面「必要書類チェック表」にてご確認ください。添付漏れ注意!

**収入申告お問合せ**

**098-951-3242**

# 収入申告の書き方と必要書類について

## 1 収入申告書には、世帯の情報が印字されています。内容をご確認ください。



### 印字箇所

1. 住宅情報
2. 入居者情報
3. 別世帯扶養者の申し出

- 印字情報に誤字・脱字はありませんか？
- 入居者で退去している方や新たに入居している方、既に死亡している方が印字されていたら、手続きが必要です。
  - ➔ 同居者変更については、本紙裏面をご確認ください。
- 扶養している方に変更がある場合は、手続きが必要です。
  - ➔ 扶養者変更については、本紙裏面をご確認ください。

第25号様式 2024年度用  
前年度収入(R4.1.1~R4.12.31)  
那覇市長宛  
1. 住宅情報 世帯番号: \_\_\_\_\_

市 使用種  
A B C D  
ユ マ

住宅名 **確認**

名義人氏名 **確認**

①入居者氏名 ②生年月日 ③続柄 ④区分 ⑤勤務先等

**確認** ①記入してください

3. 別世帯扶養者の申し出 別世帯扶養者がいる場合は扶養証明書等を添付してください。

**確認**

②記入してください

③記入してください

代理人氏名 続柄 連絡先

## 3

確認項目をチェックし、あてはまる必要書類を添付ください。



### 必要書類チェック表

	チェック項目	必要書類
1	名義人が施設に入所し、住所も異動している場合	入所証明書
2	障害者手帳を保持している方がいる場合	身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の写し(氏名、等級の確認ができる部分)※有効期限が切れている場合は該当しません。
3	介護認定を受けている方がいる場合	ちやーがんじゅう課発行の障害者控除対象者認定書の写し
4	傷病者手帳を保持している方がいる場合	戦傷病者手帳の写し
5	原子爆弾被爆者手帳を保持している方がいる場合	被爆者手帳の写し
6	引揚者(海外から引き揚げて5年未満)のいる方がいる場合	永住帰国者証明書の写し
7	国立ハンセン病療養所入所者のいる場合	国立ハンセン病療養所の長が発行する証明書
8	別世帯扶養者がいる場合	扶養証明書または社会保険証(カード)の写し ※国民健康保険証は不可
9	前年分の税申告をしていない場合	全員の所得(課税)証明書
10	R5年1月1日時点で、他市町村に住んでいた場合	R5年1月1日に住民票があった市町村から、所得(課税)証明書を取得してください。
11	今年(R5年1月1日~)以降に就職・転職した場合	給与明細書(3か月分)
12	昨年(R4年1月1日~)以降に退職・未就職の場合	退職証明書/離職票/雇用保険受給資格者証

## 2 必要箇所を記入してください。

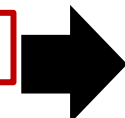
### ①世帯情報

- 各入居者の③続柄、④区分、⑤勤務先等を記入してください。
- 障害手帳等を保持している場合は添付してください。
  - ➔ 必要書類チェック表参照

### ②必要書類省略の同意

- 同意するに☑をすることで、提出書類が一部省略できます。ただし、☑をした場合でも税申告がされていない場合や退職・転職等の変化があった方など、必要書類があります。右側(3. 必要書類チェック表)をご確認ください。※書類不備注意！

**同意せずに☑した場合は、世帯全員の所得がわかる資料を提出してください。**



### ③名義人署名

- 申請日、名義人の氏名、連絡先をご記入ください。

同意せず に☑チェックした方		
*	生活保護受給世帯でない場合	全員の所得(課税)証明書
*	生活保護受給世帯の場合	生活保護受給証明書(世帯用)